

あとがき



☺先日の午後、それは大きな虹をみました。その日は朝から細い雨が降っていて、少し重い気分。その雨が上がりかけの、空が明るくなっていたときでした。ふと、目線を上げたその先には、完ぺきに近い見事な七色の虹。その虹を見た途端、「うわーっ」と声を出してしまい、頭の中では「虹の彼方に」の音楽が流れ、一瞬で気持ちが軽くなりました。幸せなひとときでした。忙しい毎日ですが、目線を上げたり、角度をかえると視野が広がり、普段とは違ったものが見えるかもしれませんね。

☺近所の空き地にいつもゴミが捨てられています。心ない人が捨てていられるようですが、汚いところはより汚くなりその周囲にまで波及するのが嫌で時々そのゴミを拾っています。ゴミを捨てる方はどんな気持ちで捨てられるのでしょうか？きちんと分別してゴミに出すと自分の気持ちもすっきりします。その爽快感をわかってもらいたいです。



(事務所受付)



(相談室)

ご相談は電話にてご予約下さい。秘密は厳守されます。毎週土曜日は無料相談日です。また、法テラスを利用すれば同一問題につき3回まで無料相談が受けられます。事務所までご相談下さい。

当事務所のホームページができました。どうぞご覧下さい。

<http://www.kashiyae-lawoffice.com/>

樫八重総合法律事務所 通信 No.3 平成27年 冬号

宮崎市橋通り東4-1-27 小村ビル6階 Tel:0985-27-2558 Fax:0985-27-2669

E-Mail: kashiyae-lawoffice@office.made.ne.jp

Kashiyae news

2015年
冬号



青島海岸

寒中お見舞い 申し上げます

一年中で一番寒い時期を迎えましたが、皆様如何お過ごしでしょうか。インフルエンザがはやってきており、健康管理に気が抜けません。でも、だんだんと日差しが伸びてきて明るさも増してきました。春がもうそこまで来ています。



指宿 フラワーパークかごしま



～ご存知ですか？



・今年から相続税が大きく変わりました

4つの大きな改正がありますが、1つずつご説明します。

②相続税の税率が変わります

相続税は所得税と同じように、課税対象となる金額が高くなるほど税率が上がるシステムになっています。法定相続人の取得金額が1億円以下であれば税率は現在のままの30%ですが、2億円から3億円以下で5%アップの45%、6億円を超える場合も5%アップの55%となります。

※法定相続人の取得金額・課税遺産総額（課税価格の合計額から遺産にかかる基礎控除額を控除した金額）を法定相続人となった方が法定相続分に応じて取得した時のそれぞれの取得金額のこと。

「相続税の総額」の計算

例 課税価格の合計額が3億円、法定相続人が配偶者と子ども2人の場合

3億円（課税価格の合計額）－4,800万円（3,000万＋（600万×2）が遺産に係わる基礎控除額）＝2億5,200万円（課税遺産総額）

・配偶者（法定相続分）1億2,600万円×40%－1,700万円＝3,340万円

・子（法定相続分）6,300万円×30%－700万円＝1,190万円

上記の金額から、配偶者の税額軽減等の各種の税額控除の額（下記参照）を差し引きます。

相続税の速算表

区分	1,000万円以下	3,000万円以下	5,000万円以下	1億円以下	2億円以下
税率	10%	15%	20%	30%	40%
控除額	—	50万円	200万円	700万円	1,700万円

3億円以下	6億円以下	6億円超
45%	50%	55%
2,700万円	4,200万円	7,200万円

※相続税の納付期間は、相続が発生してから10か月以内で、現金での納付です。



{相続税の主な特例}

① 小規模宅地などの特例

被相続人又は被相続人と生計を共にしていた被相続人の親族の事業用又は居住用に供されていた宅地がある場合には、一定の要件の下に、相続税の課税価格に参入すべき価額を計算した上、一定割合を減額します。

※居住用の場合：限度面積 330㎡ 減額される割合 80%

② 配偶者の税額軽減（配偶者控除）

被相続人の配偶者の価格が1億6,000万円までか、配偶者の法定相続分相当額までであれば、配偶者に相続税はかかりません。

参考 国税庁 相続税ホームページ

次回は、③税額控除についてお話しします。

